

競技スポーツ推進事業実施要領

平成24年(2012年)4月1日制定
(公財)山口県体育協会

1 趣旨

山口国体で高まった競技水準を維持・向上させ、国体後においても、県民に夢と感動を与える全国や世界で活躍する選手の継続的な育成を図るため、県内の優秀な指導者を積極的に活用するとともに、競技力の基盤を支える少年の強化と地域の特色を生かした競技スポーツの充実を図ることを目的に、競技スポーツ推進事業を実施するものとする。

2 競技スポーツ推進事業の定義及び内容

この要領において、競技スポーツ推進事業とは、次に掲げる事業とする。

- (1) チームやまぐちパワーアップ事業(内容については、別添1のとおり)
- (2) 特殊用具等整備事業(内容については、別添2のとおり)
- (3) 優秀選手指定制度(内容については、別添3のとおり)
- (4) 中学生育成・強化支援事業(内容については、別添4のとおり)
- (5) 強化・育成拠点校支援事業(内容については、別添5のとおり)
- (6) トップスポーツクラブ活動支援(内容については、別添6のとおり)
- (7) 山口次世代コーチーズ育成事業
 - ① トップコーチ育成事業(内容については、別添7のとおり)
 - ② コーチングセミナー事業(内容については、別添8のとおり)

3 用語の定義

本要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 県体協
公益財団法人山口県体育協会
- (2) 県体協会長
公益財団法人山口県体育協会会長
- (3) 競技団体
公益財団法人山口県体育協会加盟団体のうち、国民体育大会正式競技の団体
- (4) 強化・育成拠点校
山口県競技力向上対策委員長が強化・育成拠点校として指定した高等学校、中等教育学校及び高等専門学校
- (5) トップスポーツクラブ
山口県競技力向上対策委員長が指定した県内トップの企業、大学及びクラブチーム
- (6) 種別等
国民体育大会開催基準要項細則の「4 本則第10項第3号(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)」の種別
- (7) 種別等の監督数
国民体育大会開催基準要項細則の「4 本則第10項第3号(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)」の種別ごとの監督数
- (8) 種別等の選手数
国民体育大会開催基準要項細則の「4 本則第10項第3号(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)」の種別ごとの選手数

4 事業の実施

各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。

(附則)

- ・平成24年4月1日制定
- ・平成25年4月1日一部改正
- ・平成26年4月1日一部改正
- ・平成27年4月1日一部改正
- ・平成28年4月1日一部改正